

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

監査役の会社帳簿監査及び個人情報保護

問題の発端

A は B 株式公開会社の監査役である。B 株式公開は本年度の株主総会にて、取締役及び監査役の再選出を行う予定であり、A は当該監査役の職位を確保するため、株主からの委任状勧誘を目的に、其々 B 株式公開会社とそのサービス代理機構である C 証券会社に対し、株主名簿の提供を求めたが、いずれも B と C から遭い続いて拒否された。拒否理由として、「株主名簿の提供は個人情報保護法に係わり、また、監査役は会社法第 218 条之第 1 項で行使できる審査権の範囲を超えている」とのことであった。

監査役の審査権

監査役は会社法第 218 条第 1 項上段に基づき、会社経営の監督は法律上で自主監督できるよう設けられており、職権に基づく会社の運営状況把握により、職権濫用によって会社経営に損害を生じさせないように防止している。¹ 監査役に会社を監督する権限を与えるため、会社法第 216 条から第 227 条間にて、監査権の範囲及び行使について規定を設けている。監査役の審査権に関する条令は、会社法第 218 条の第 1 項で示すように、監査役は、会社の業務執行を監督しなければならない、何時でも会社の業務及び財務状況を調査し、会計帳簿を審査し、取締役会又は支配人に報告を提出するよう請求することができる。

これに従い、監査役は会社業務及び財務状況について調査する事ができ、会社法第 218 条第 1 項に基づいて、何時でも帳簿文書を調査することができ、且つ会社はこれに協力しなければならない。延期、拒絶²することはできない。

¹ 廖大穎著、2012 年出版、「公司法原論」、三民、268 ページ参照

² 經濟部 97 年 7 月 29 日經商字第 09202140200 号参照。經濟部 100 年 5 月 30 日經商字第 10002068170 號より：「会社法第 218 条第 1 項に基づき、監査人はいつでも帳簿文書を調査することができ、ここでいう帳簿文書にはこれまでの株主議事録、資産負債表、株主名簿及び社債発行時の書類等が含まれなければならない。」

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

株主個人資料の所持及び保持

監査役は株主名簿を調査するのみに留まり、株主名簿内の株主個人資料を所持及び保有してはならないのか？

会社法第 218 条 1 項では、これらについて明文規定していない。主務機関經濟部は法律の適用に当り、これについて以下の通り解釈している。

- 一、弁護士、会計士の帳簿文書持ち出し審査の可否は、会社各自定める
 監査役及び監査役代表会社から委任を受けた弁護士、会計士は会社法第 218 条規定に基づき、帳簿資料を審査する際、当該条文を参照し、会社にて行わなければならない。帳簿資料の持ち出し審査の可否については、法令にて明記されておらず、会社が各自定めることができる。(經濟部 66 年 11 月 20 日 經商字第 31741 號参照)
- 二、監査役の職権の行使する際、会社帳簿文書のコピーが必要となる場合、会社は自ら協力しなければならない。
 第 219 条第 1 項規定：「監査役は、取締役会が作成に株主総会に提出する各種資料を審査し、株主総会に意見を報告しなければならない。」とは、監査役職権の行使に基づき、監査役が会社帳簿文書のコピーが必要となる場合、会社は自ら協力しなければならない。(經濟部 92 年 7 月 9 日 經商字第 09202140200 號下段参照)
- 三、会社の帳簿印はコピーと同様
 監査役の職権の行使に基づき、監査役が会社帳簿文書のコピーを必要とする場合、会社は自ら協力しなければならない。但し、実務上会社の帳簿がコンピューター管理である場合、監査役に提出した当該印刷された帳簿の其の効力はコピーのものと同等の効力を有する。(經濟部 97 年 5 月 26 日 經商字第 09702064760 號上段参照)
- 四、会社株主名簿抄本問題に関する問い合わせ
 会社法第 218 条規定に基づき、監査役は何時でも会社帳簿資料について調査する事ができる。従って、**株主名簿は監査役が閲覧することができる抄本の範囲に属している。**(經濟部 101 年 7 月 17 日 經商字第 1010209690 號第二点上段参照)

上述に基づき、株主名簿の内容閲覧以外にも、所謂調査には、持ち出し、コピー、印刷及び帳簿の抄本作成等の行為も含まなければならない。従って、現行では經濟部の解釈に基づく論理上監査役は、監督人の職務を行使するため、株主名簿内の株主個人資料の所持及び保有ができなければならない。仮に、監

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

査役が携帯、コピー、印刷及び帳簿抄本作成方式により株主名簿の調査を行う場合、よって、株主個人資料を所持、保有したことになる。このほか、会社は経営を監督するため、監査役に調査権を与えた目的は、監査役が会社の内部資料の調査、並びに当該資料を以って、参照又は適切な措置を行使できるようにするためである。仮に、監査役に調査権行使による資料を取得し、所持、保有が認められないならば、後に於ける会社監督措置を行うことはできないのではなかろうか。

調査目的

監査役は、会社法第 218 条第 1 項規定に基づき、会社業務の監督の執行並びに株主名簿の調査を行うことができる。しかし、監査役は株主へ委任状勧誘目的に、会社法第 218 条第 1 項の調査権を行使し、株主名簿を調査することができるのか？という問題が発生した。

会社法には当該問題に対する詳細規定はなく、経済部によると：会社の監査役が次期株主総会の委任勧誘のため、監査役の帳簿文書の調査を制限することはできるのかという問題に関して、「会社法には監査役が委任勧誘を行う場合、帳簿資料の調査を行ってはならないという規定はない。」としている。(経済部 95 年 6 月 13 日経商字第 09502081070 号中段参照)

但し、経済部は株主が閲覧及び抄本を作成する状況については：株主は会社法第 210 条第 2 項の規定に基づき、株主名簿の閲覧及び抄本の作成を請求する場合、法律上の利害関係がある必要性があり、利害関係があつてはじめて請求することができる。株式公開会社の法人株主が株式公開会社の株主名簿の抄本を作成することができるかについては、当該法人株主が法律上の利害関係を有しているかということを見なければならず、「株式公開会社株主総会出席委任状規則」の規定に基づく委任の勧誘であるか、又は取締役であるかどうかに関して、この二つは別の話である。(経済部 97 年 4 月 23 日経商字第 09702045480 号下段参照)

従って、株主が株主名簿を閲覧又は抄本を作成する権利は制限を受けており、これは権利の濫用を避けるためである。³

³民國 69 年 5 月 19 日会社法第 210 条第 2 項の立法理由参照：「修正第二項、株主及び債権者により規定及び帳簿の閲覧、抄本の作成請求があつた場合、検査する文書及び範囲を指定する必要がある、これは株主による株主名簿の抄本作成を何度も行うことにより、会社に対する迷惑又はその他株主に違法行為を行うなどの状況の発生を避けるためである。」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

株主が株主名簿の閲覧又は抄本を作成する権利を授権しているのは、会社の監視、企業の内部監査の形態の一つである。⁴監査役が株主名簿を調査するのも、同様の目的であるため、従って、調査権の行使も株主の閲覧及び抄本作成権と同様、一定の制限を設けるべきである。監査役は会社業務の監督のために調査権を行使する必要があるが、監査役自身の利益のための調査権の行使は、当初の調査権の目的に反している。

審査権とサービス代理機構

株式公開会社株権事務サービス処理準則（以下「サービス処理準則」という）第3条規定に基づき、株式公開会社株権事務処理サービスは、外注委託することができ、係る委託処理サービスを受けた機構は、サービス代理機構となる。所謂サービスとは、同準則第2条規定に基づき、株主基本資料変更等の事務を含む。従って、株式公開会社の委託処理サービス機構は事務処理サービスにより、株主資料を所持することとなる。

上述の問題発生は、調査権の行使は、サービス代理機構は会社から委託を受けたどうかに係わってくる。

サービス処理準則第3条規定に基づき、会社とサービス代理機構は委託関係に属し、民法にて委任規定が適用される。民法第535条規定に基づき、「受任者が委任事務を処理するとき、委任者の指示に従わなければならない、且つ自己の事務を処理するときと同等の注意をしなければならない。それにより報酬を受ける場合、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。」従って、もし監査役が会社に対し調査権行使するため、株主資料所持のサービス代理機構に当該資料の提供を求めた場合、サービス代理機構は株主資料を所持する会社であるため、サービス代理機構は監査役の指示に従わなければならない。仮に、委託会社が調査を拒否できない場合、サービス代理機構もそれに従い拒否することはできない。

経済部もこれに肯定的な見解を出している。経済部によると：「監査役が監査権の行使を行う場合、自ら会社及びサービス代理機構に株主名簿の提供を要求する事ができ、また証券会社はサービス中立の原則を更に厳守しなければならない」としている。（経済部 102 年 5 月 23 日経商字第 10202057450 號第二点参照）

⁴廖大穎著、註釈 1,300 ページ参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

調査権と個人情報保護法の関係

監査役は会社法第 218 条第 1 項規定に基づき、会社又はサービス代理機構に株主名簿の調査を行う場合、個人情報保護法（以下「保護法」という）の規範を受けるのか否か。また、会社又はサービス代理機構は保護法の保護により監査役の調査を拒否することができるのか。

この問題に対して、経済部は原則の解説を出しており、それを要約すると：「監査役が職権を行使する場合、関連法令の規定を遵守しなければならず、職権の行使によって知り得た資料に対して、自身で機密保持義務を負わなければならない。又、本案件の監査役の監査権の行使が個人情報保護法の問題かどうかについて、個人情報保護法が適用されるかどうかは個々の案件の状況によって決定する。」（経済部 102 年 5 月 20 日経商字第 1020254200 号第 2 点下段参照）

事実上、法務部は以前既に個人情報保護法とその他法律との関係について解釈を出している。「本法（保護法）の性質は普通法に属し、係る個人情報の利用について、その他法律により公開又は提供が明記されている場合、本法の特別規定の性質上、個人情報保有機関は該特別規定に基づいて、提供する事ができる（本部 100 年 3 月 30 日法律決字第 1000002151 号及びコンピューター処理個人情報保護法第 2 条削除理由⁵参照）……本件の場合、会社法第 210 条第 1 項、第 2 甲及び第 218 条第 1 項において既に明記されており、会社の取締役会は株主名簿及び関係帳簿を本会社又はサービス代理機関に置かなければならず、利害関係者の閲覧又は抄本作成に、関係の個人情報の部分を提供することができる。自ら上記の法律の規則を優先させて適用しなければならず、且つ本法（保護法）の問題に抵触することはない。」（法務部 101 年 12 月 22 日法律字第 10100191390 号第 4 点）⁶

会社法第 210 条第 2 項及び第 218 条第 1 項は株主名簿記載の全ての個人資料を閲覧又は抄本作成することができるということなのか？⁷

⁵ コンピューター個人情報保護法（修正後の名称は個人情報保護法）第 2 条削除理由第 2 点中段：「本法の性質は普通法である。その他特別法関係個人情報の収集又は利用の規定は、特別法を普通法の法理より優先させ、各該特別規定を優先して適用させる。但し、もし特別規定がない場合は、もちろん本法を適用するのは、言うまでもない。」

⁶ 台北地方裁判所 101 年訴字第 2771 号民事判決も同様の見解を出している。其の事実及び理由（六）の中より：「会社法に既に株主の抄本作成の権利が明記してあり、自身と個人情報保護法は合憲である、被告人は個人情報保護法の違法云々について、議論する必要はない。」

⁷ 会社法第 169 条第 1 項：「株主名簿左列記載事項：

- 一 各株主の氏名又は名称、住所又は居住。
- 二 各株主の株数：発行株券者、其の株券番号。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

これは法律には明記されていない。但し、株主の会社法第 210 条株主名簿閲覧又は抄本作成請求の案件について、最高裁判所によると：「相手方は 50 万元を再抗告者に保証金として支払った後、再抗告者は一千株以上を所有する株主の最新株主名簿（株主番号、氏名、持株数住所を含む）を相手方に交付する仮処分声明は、法に基づき違法ではない。」（最高裁判所 101 年台抗字第 642 号民事判決理由）。

従って、会社法第 169 条第 1 項と照合して、会社法の規定に符合させると、基本的に会社株主の全ての重要資料を調査又は抄本作成する事ができる。

保護法について、第 2 条において定義されている個人資料とは：「自然人の氏名、出生年月日、国民身分証統一番号、パスポート番号、特徴、諮問、婚姻、家庭、教育、職業、病歴、医療、遺伝子、性生活、健康検査、犯罪前科、連絡方式、財務状況、社会活動及びその他直接又は間接的に該個人を識別する事ができる資料」、其の範囲は会社法よりも広い。会社法を保護法よりも優先して適用させる場合、株主名簿上記載の株主資料に関して、監査役は会社法第 218 条第 1 項の調査権を行使する範囲内において、保護法の規範の制限を受けないかもしれないが、株主名簿の範囲外の資料については保護法が適用されなければならない。⁸

三 株券発行の年、月、日。

四 無記名株券発行の場合、其の株数、番号及び発行の年、月、日の記載。

五 特別株発行の場合、特別種類であるという註の明記。」

⁸ 所謂個保護法の適用は下記の規定に基づくものとする：

「個人資料保護法第 19 条第 1 項：「非公務機関が個人資料の収集又は処理に対して、第 6 条第 1 項規定資料以外、特定の目的がなければならず、並びに下記の情況に符合している場合でなければならない：

一、法律明記規定。

二、当事者と契約又は類似の契約関係にある場合。

三、当事者が自身による公開又はその他既に合法に公開された個人資料。

四、学術研究機構が公共の利益のための統計又は学術研究の必要があり、且つ、資料が提供者の処理を経た後、又は収集の場合、其の掲載方式が当事者を特定認識するものではない場合。

五、当事者の書面による同意を得ている場合。

六、公共の利益と関係がある場合。

七、個人資料が一般に得たものである。しかし、当事者が当該資料の処理又は利用を禁止したが、更に価値のある重大利益の保護の場合、この限りではない。」

個人資料保護法第 20 条第 1 項：「非公務機関が個人資料の利用に対して、第 6 条第 1 項の規定資料以外の収集は、特定目的の必要範囲内でなくてはならない。但し、下記の情況がある場合、特定目的外の利用ができる。

一、法律明記規定。

二、公共利益の増進のため。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

結論

現行法規及び經濟部書簡に基づき、監査役 A は委託書勧誘の目的で、会社又はサービス代理機構に会社法第 218 条第 1 項の調査権を行使して、株式名簿の閲覧、持ち出し、コピー、印刷及び抄本作成をしてはならない。但し、A が会社業務監督の目的で調査をする場合、会社及びサービス代理機構は株主名簿の個人情報保護法の保護を理由に拒否することはできない。なぜならば、会社法は個人情報保護法の特別法であり、監査役は会社業務の監督を執行するために会社法第 218 条第 1 項規定に基づき、株主名簿を調査できる場合を除き、個人情報の提供に関しては、個人情報保護法の規定より優先して適用されなければならないからである。



-
- 三、当事者の生命、身体、自由又は財産上の危険を避けるため。
 - 四、他人の権利、利益の重大危害を防ぐため。
 - 五、公務機構又は学術研究機構が公共の利益のための統計又は学術研究の必要がある、且つ資料が提供者の処理を経た後又は収集の場合、其の掲載方式が当事者を特定認識するものではない場合。
 - 六、当事者の書面による同意を得ている場合。」

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。